

注 意 嘘 起

令和7年8月1日

○重複受診等により向精神薬処方を求める事案について（注意喚起）

出水郡薬剤師会より下記の通り、情報提供がございました。

記

阿久根市内の医療機関を新患で受診。近くの薬局も新患であった。医療機関では、お薬手帳を提示したが、薬局では提示せず、内容は今年3月が最終処方であった。レセコンの重複投薬等チェック機能で確認したところ、マイスリーが羅列していた。重複処方を確認し、処方元の医療機関へ確認すると「家庭の事情で精神不安定で仕事も忙しく、もらった薬もどこに置いたかわからない状態かも」との回答であった。本人へ「新患で睡眠薬の調剤はかなり慎重になっているので、こちらで重複がないか確認することに同意して頂けますか？」と尋ねるとそれまで散々待たせたこともあり、別の薬局へ行くと言われて帰られた。住所が薩摩川内市だったため、川内市薬剤師会へ確認したところ川内・串木野では処方してくれる医療機関がないほど有名な人らしい。川内では医師会にも伝達し、『受診拒否』ではなく「重複なので処方しない」と強い姿勢を取っているそうです。

今後、管内他市町においても同様の行為を行うことが考えられるため、当該患者に関する情報及び注意事項について、下記の通りお知らせしますので、ご注意ください。

なお、類似事案がございましたら、医師会事務室までご連絡くださるようお願い申し上げます。

【当該患者に関する情報】

氏名	M (姓)・S (名)
性別	男性
年齢	昭和52年1月10日生 48歳（令和7年7月28日現在）
保険	『鹿公立』
薬剤	マイスリー錠(10)

※個人情報につき、当該患者に関する情報のお取扱いに十分ご注意ください。また院外への持ち出し等は不可と致します。

【注意事項】

- 過量服薬による健康被害の防止、不正譲渡の未然防止の観点から患者の他医療機関での受診状況についても把握の上、ご対応ください。
- 薬物依存や薬物不正譲渡等の事案においては、医薬品名を指定して処方を希望する例もあります。患者からそのような申し出があった際には、その理由を確認し、診療録に記録の上で妥当性等を勘案し、処方を検討してください。